議長	事務局長	主幹	主査	主任

受付第 22 号
4.13
北本市議会
事務局

別記様式(第６条関係)

政務活動費収支報告書

令和８年４月１３日

北本市議会議長　保角　美代　様

会　派　名　みらい
経理責任者氏名　大嶋　達巳

北本市議会政務活動費の交付に関する条例第６条第１項に基づき、下記のとおり令和７年度分政務活動費収支報告書を提出します。

記

１　収　入(政務活動費)　1,440,000　円

２　支　出

(単位：円)

科目	金額	備考
調査研究費		
研修費	179,100	研修報告書のとおり
広報費	1,191,535	会派みらい市政報告　(2026年3月発行) 他
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費	9,900	市政報告会（令和7年5月30日）他
資料作成費	26,573	インク、印刷用紙、宛名印刷用紙
資料購入費	33,000	日本教育新聞
人件費		
事務所費		
合計	1,440,108	

３　残　額　0　円

(注) 備考欄には、主な支出の内訳を記載してください。

参考様式第２号

使途基準項目別支出内訳表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名　みらい　　令和７年度分

使途基準項目	研修費	１／２枚		
				（単位：円）
支出年月日	支出内容	支出額	領収書等貼付用紙No.	備考（按分率等）
令和７年 10月９日	研修費 全国市町村研修財団	8,050	別紙１	
10月９日	振込手数料	440	1	
10月９日	鉄道運賃 北本～唐崎往復	28,560	1	
12月16日	鉄道運賃 北本～京都往復	28,560	2	領収書 29,480 円 のうち充当分
12月25日	研修費 全国市町村研修財団	8,050	別紙２	
12月25日	振込手数料	440	2	
令和８年 ３月17日	研修資料・データ 地方議員研究会	60,000	別紙３	
３月17日	研修資料・データ 地方議員研究会	15,000	別紙３	
３月17日	研修資料・データ 地方議員研究会	15,000	別紙３	
３月17日	研修資料・データ 地方議員研究会	15,000	別紙３	
合計額		179,100		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に１件づつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ，１

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	１／２

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	0379	4655＊＊＊＊＊＊

取扱店	お取引日	時刻
37904	07-10-09	11:52

お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,050	¥440

お取引後の残高(円)	おつり
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	

お取引現金内訳　(1万円) 万円　(5千円) 千円　(1千円) 千円　(硬貨) 円　認証

お受取人
お振込明細またはご案内
電信
滋賀銀行
唐崎支店
普通 [redacted]
ｻﾞｲ)ｾﾞﾝｺｸｼﾁﾖｳｿﾝｹﾝｼｭｳｻﾞ 様

ご依頼人
ｷﾀﾓﾄｼｷﾞｶｲ ﾐﾗｲ ｺｸﾎﾞ ﾋﾛﾏｻ 様
電話番号 [redacted]
取扱番号 400034

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

＊印紙税を納付しない場合は＊印で消しております。 →

領　収　証

2025年10月 9日

みらい 様

金28，560円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

印紙税申告納付につき渋谷税務署承認済

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

鴻巣８０１ No.000001

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ．２

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	2／2

[redacted]

領　収　証

2025年12月16日

みらい 様

金29，480円

ただし、乗車券類代
（クレジットカードによるご利用分）として、上記金額を受領しました。

印紙税申告納付につき渋谷税務署承認済

適用税率 10%

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

鴻巣８０１ No.000001

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	0379	4655＊＊＊＊＊＊
取扱店	お取引日	時刻
37906	07-12-25	09:30
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,050	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊		

お取引現金内訳　(1万円) 万円　(5千円) 千円　(1千円) 千円　(硬貨) 円　C認証

お受取人
お振込明細またはご案内　電信
滋賀銀行
唐崎支店
普通 [redacted]
ｻﾞｲ)ｾﾝｺｸｿﾁﾖｳｿﾝｹﾝｿｼｭｳｻﾞ 様
登録番号 0001

ご依頼人
ｷﾀﾓﾄｿｷﾞｶｲ ﾐﾗｲ様
電話番号 [redacted]
取扱番号 400012

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

＊印紙税を納付しない場合は＊印で消しております。 →

別紙1

領収書

北本市議会　みらい　小久保　博雅　様

金額　　8,050　　円

但し、令和7年度市町村議会議員研修[2日間コース]「議会改革を考える
～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～

の　　研修に要する経費

として上記の金額を領収いたしました。

令和7年10月9日

〒520-0106
滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所
分任出納役 [redacted]

領収書No. 606

別紙 2

領 収 書

北本市議会 みらい 小久保 博雅 様

金額 8,050 円

但し、 令和7年度市町村議会議員研修「2日間コース」
第2回「防災と議員の役割」

の 研修に要する経費

として上記の金額を領収いたしました。

令和7年12月25日

〒520-0106
滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所
分任出納役 [redacted]

領収書No. 446

領収証

2026 年 3 月 17 日

北本市議会 会派みらい 金森すみ子 様

★ ¥60,000

但 森先生 令和8年度地方財政対策から読む自治体の未来
森先生 孤独孤立対策と生活困窮者支援
森先生 地域包括ケアと財政の新地平
森先生 これからの地方自治体と地方議会

資料・データ代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究会
〒221-0042
神奈川県横浜市神奈川区沢渡392-28
TEL 050-1089-9835

領収証

2026 年 3 月 17 日

北本市議会 会派みらい 金森すみ子 様

★ ¥15,000

但 木村先生 生成AI(チャットGPT)を活用した議会質問の作り方

資料・データ代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究会
〒221-0042
神奈川県横浜市神奈川区沢渡392-28
TEL 050-1089-9835

領収証

2026 年 3 月 17 日

北本市議会 会派みらい 金森すみ子 様

★ ¥15,000

但 木村先生 生成AI(チャットGPT)を活用した議員活動の基礎

資料・データ代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究会
〒221-0042
神奈川県横浜市神奈川区沢渡392-28
TEL 050-1089-9835

領収証

2026 年 3 月 17 日

北本市議会 会派みらい 金森すみ子 様

★ ¥15,000

但 井川先生 議員になったら確認したい役所の"計画"の見方とと質疑の組み立て方

資料・データ代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究会
〒221-0042
神奈川県横浜市神奈川区沢渡392-28
TEL 050-1089-9835

別紙 3

市町村議会議員研修報告書

研修名　令和7年度市町村議会議員研修「2日間コース」
「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」
主催者　全国市町村国際文化研修所
日　程　令和7年10月20日（月）～21日（火）
会　場　全国市町村国際文化研修所
報告者　小久保　博雅

全国から81名の市町村議員が参加。研修は基本的に講義とグループワーク・ディスカッションで行なわれた。

○講義

講習の冒頭に早稲田大学名誉教授（元三重県知事）　北川正恭氏により「地方議会に期待する」の演題で、地方議会の立ち位置変更として「うちの議会はこんなもんだからの脱却」、「中央集権時代の思い込みからの脱却」について講義が行なわれた。主な内容は、

1. 国との関係
 - 上下主従から対等協力へ
 - 機関委任事務全廃の一括法の衝撃
 都道府県70～80%、市区町村30～40%あった国からの機関委任事務が例外なく全廃
2. 執行部との関係
 - 執行部優先から二元代表制実現へ
 - 執行機関と議会の対等な機関競争を
 - 議会の役割―監視機能との思い込みからの脱却
 - 議会はルールオリエンティッドとミッションオリエンティッドの役割として民意の反映機関
 - 政策立案、提言、条例制定機能の充実を
 - 独任制の執行部と合議制の議会
 - 多数決の議会はやり直しがきく
3. チーム議会で
 - 議会事務局は庶務係だけでない―事務機関
 - 議員の方から働きかけを―職員の遠慮をなくす
 - 議会基本条例の制定を―議会の役割を体系的、構造的に作り直すためにここの政策条例制定を

・機会改革

定数削減、報酬削減、政務活動費削減は改革とはいえない―量的削減から質的充実へ

4. 全国の先進事例

・西脇市議会―議会報告会を年45回開催、オンデマンドバスの実現、議員報酬アップ

・墨田区議会―議員から議会基本条例で事務局に参画を要請

・大津市議会、取手市議会―災害時の議会開催、専決処分無くす

・改革が進んでいない議会ほど改革が進んでいるとの思い込み

・AI時代

であった。

これらの中で北川氏は議員間討議が極めて重要であると指摘されたのは、各議員が住民からの意見、要望をすくい上げ、その内容を踏まえ、議員間でどの様なことをやるべきかを討議し（議員間討議）、政策としていくことであり、討議の場には職員も入れた方が良いとのことであった。

次に早稲田大学デモクラシー想像研究所　地域経営部長の中村健氏による「議会改革度調査」から見る地方議会と住民参加・情報公開を進める取組と事例紹介として加賀市議会副議長　上田朋和氏による講義が行なわれた。

まず中村氏から議会改革度調査の結果が示された。「当該する地域の問題はありますか？」との調査に関して、寄せられた問題として

・買い物をする場所が少なくなっている（無くなった）

・公共交通が縮小・廃止している

・近所にあった診療所（病院）がなくなった

・ハローワークの有効求人倍率は高いが従事者がいない

・高校を卒業し大学や就職で地域外へ出たら戻ってこない

・空き家が増えている

・休耕田が増えている

・一人暮らしの高齢者が増えている

・認知症患者が増えている

・消防団、民生委員、保護司などのなり手不足

・自治会役員のなり手不足

・地元の祭りやイベントの形骸化

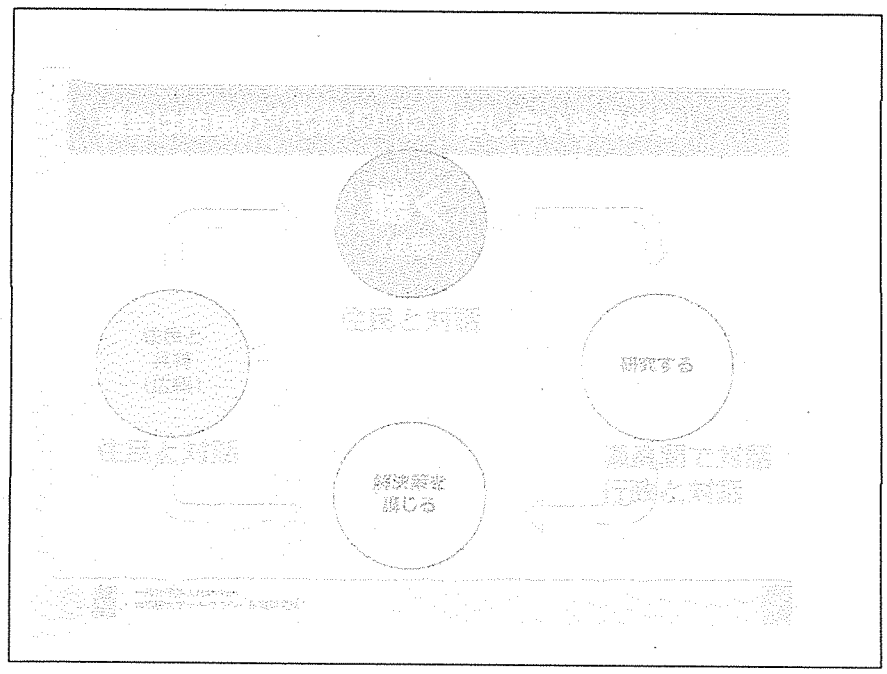
・小中高校等の統廃合

・上下水道の維持管理（公共施設の維持管理・統合）

・地元産業の継続者不足

などが挙げられた。これらは少なからず当市でも課題となっているものも多く、全国共通

の課題と考えられる。これらの問題解決における議会の役割としては、下図に示したように、住民との対話、議員間での対話・討議、行政との対話を通して解決策を講じて、住民とその内容を共有し、必要に応じて政策提言を行なっていくことが重要とのことであった。



次に加賀市議会副議長　上田朋和氏より加賀市議会の取組について事例紹介があった。加賀市では開かれた議会、市民が参加する議会、政策提言する議会を目指して様々な取組を行なってきており、その概要が紹介された。情報発信の強化策としては、平成27年からフェイスブックによる情報発信、令和3年度からユーチューブによる議会広報番組の配信、令和4年度からインストグラムによる情報発信などであった。しかしながら、問題点としては、アクセス数が上がらないことを挙げられ、いずれも数十人に過ぎないとのことであった。また、議会だよりの改善についても、平成28年から取組んでおり、議会の報告だけでなく、高校生との意見交換会を実施し、高校生の市政に関する意見を掲載するだけでなく、議会でその内容をまとめ、定例会で議員が執行部に質問した結果等を掲載し、市民参加型の議会だよりを目指しているとのことであった。次に議会報告会についても触れられた。加賀市では現在議会報告会は年1回開催されているが、地区別に実施しており、令和6年度は10地区289人、令和7年度は11地区300人参加であったとのことである。議会報告会は令和4年からより活発な意見交換の場とするために「議会おでかけトーク」として開催されており、令和7年度の議会報告会では、地区ごとに1グループ8名ぐらいで4つのグループに分かれ、議員と市民の方々の意見交換を行なうもので、グループトークのテーマとしては、①災害対策について、②にぎわいの創出について、③子育て

支援について、④地域交通についてであった。グループトークの進行役は議員が務め、進行役としてのスキル向上のために、外部講師による「ファシリテーション研修」を２回実施受講しているとのことであった。議会では市民から寄せられた意見・要望などをまとめ、政策提言等に活かしていることであった。

２日目は奈良県王寺町議会議会事務局係長の村田大地氏より住民参加・情報公開を進める取組として王寺町での事例紹介があった。王寺町での事例紹介は主に議会だよりの改善であった。議会だよりは「あなたと議会をつなぐガイドブック」として、編集方針を、「町民の参加」、「脱・報告書」、「読みやすいレイアウト」、「文字を少なく写真を多く」に設定された。

○「町民の参加」としては、
・町にかかわるすべての人を紙面に登場
・重要案件は議会と町民それぞれの視点を掲載
・声を「見える化」する
・WEB アンケートで企画や構成の意見を常に聴く
であったが、特にアンケートの実施は議会だよりの改善のために重要であり必須であるとのことであった。

○「脱・報告書」としては、
・すべての審議結果を均等に掲載しない
・関心が高い案件に優先順位・メリハリを
・議員の人柄がわかるようにコメント掲載
・行政用語や議会用語は言い換えや解説を
であった。

○「読みやすいレイアウト」としては
・情報量が多い案件は町公式サイトへ誘導
・見出しは大きく簡潔に
・文章はスリム化を図る
・読み手を第一に考える
・簡潔でやわらかい表現にして文体を統一
であった。

当市の議会だよりは紹介されたものと、非常に類似していると感じたが、住民の意見や、町にかかわるすべての人を議会だよりに掲載する部分はなされてない。

情報発信に関しては様々な SNS の性質をそれぞれの特性を理解した上で、何を中心に発信するかで分類していくことが重要でありと指摘された。また、情報発信者が一方的に情報を提供するプッシ型（広報紙、SNS、メール、リリース、回覧板、通知文書など）を通して、住民が自ら情報にアクセスするプル型（公式サイト、掲示板、一部 SNS など）に誘

導できるかが重要であるとのことであった。これはプッシュ型だとどれだけ見て頂いているのか把握できないが、プル型はそれが把握でき、情報発信のあり方に還元されるからとの考えであった。

○グループワーク・ディスカッション

参加者を14班に分け「議会だよりをどのように改善すれば良いか」をテーマにグループワークの演習が実施された。演習に先立ち早稲田大学の中村氏から「住民は済んでしまったことの結果より、これからどうなるのかとの未来の情報」に、どちらかと言えば興味があり、その視点も交えてグループ討議を行なって欲しいとの課題が出された。

自分が参加した班は国分寺市、甲府市、尼崎市、香芝市、長崎市の議員、計6名であった。グループ討議では、まずそれぞれの議会だよりにおける問題点を出し合い、話し合った。討議ではそれぞれの議会だよりも提示されたが、紙面の8割が一般質問で構成されているものや、新聞のように殆ど文字でだけのもの、市の広報と議会だよりが一体化したものなど様々であったが、当市の議会だよりは、同班の方々のものより、今回の講義内容に沿った改善がなされていると感じた。だだし、当市を含め全員の議会だよりには住民の声や、審議結果に関する住民の意見等は掲載されておらず、住民参加型とは言いがたいことが共通に認識され、それを実行するにはどうしてたら良いかを討議した。

住民は未来の情報の方に興味ある点いついても意見交換を行い、結果しか掲載していない現状の議会だよりの中で一般質問は未来視点のものも多く、これをうまく利用できないかということになった。議会だよりは議会の報告であるにもかかわらず、一般質問だけは議員個人の報告のようになっていることから、議員ごとに掲載してる一般質問を、テーマごと、例えば、教育、福祉、防災、生活などのテーマに分け、編集すれば読者としては見やすく興味がわくようになるのではとの考えが共有され、当班ではそれぞれの議会で提案してみることになった。

本研修ではグループワーク・ディスカッションの時間は今までの研修より短い時間であったが、非常に有意義な意見交換ができた。また、今回の研修では議会は二元代表制の一翼として、執行部の監視、チェック機能だけでなく、住民の考え・意見を集約し、政策提言を行なうことが重要であり、その活動こそが議会改革に繋がるものであるとの内容であった。この研修で得られた情報、意見交換の結果は自分とって本市における議会改革特別委員会や広報公聴委員会での活動に非常に参考となる内容であった。

以上

会議参加費用

参加費　8,050 円

交通費　28,560 円

・JR 乗車券（北本ー唐崎往復）

・新幹線特急券（東京ー米原往復）

宿泊費　参加費に含まれる

合計　36,610 円

市町村議会議員研修報告書

研修名　令和年７度市町村議会議員研修「2日間コース」
　　第２回「防災と議員の役割」
主催者　全国市町村国際文化研修所
日　程　令和８年１月13日（火）～14日（水）
会　場　全国市町村国際文化研修所
報告者　小久保　博雅

全国から80名の市町村議員が参加。研修は基本的に講義とグループワークで行なわれた。埼玉県からも八潮市、鶴ヶ島市、日高市、伊奈町の議員が参加していた。

○講義

講習の冒頭に大阪公立大学大学院文学研究科准教授の菅野拓氏から「いつも混乱する災害対応・被災者支援をなんとかするために」の演題で講義が行われた。

講義は以下の内容で行われた。

(1)　地方自治体の災害対策の基本
(2)　被災者支援の諸制度の構造と被災者からみた厳しさ
(3)　歴史に未来を学ぶ－社会保障からの孤立した孤独な被災者支援－
(4)　これまでの被災者支援の先進事例
(5)　法律上なにが変わったのか、変わりつつあるのか
(6)　結局何が変わったのか、変わりつつあるのか？

(1)地方自治体の災害対策の基本

行政の災害対策の基本フレームと、平時の行政体制と災害対策本部体制での違いについて、講義。災害時には対策テーマにより複数部局でチーム編成を行うことが重要で、これが不十分で、各部局が縦割りで諸制度を運用すると、被災者はたらい回しになり、必要な人に支援が届くなくなり、復旧に大きな影響が生じるとのことである。

次に、秋田市市議会と熊本市議会の災害対応指針、災害対策会議設置要綱が紹介された。その中で議員、議会は災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら災害対策本部及び災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行うこと、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組みが円滑に行われるように努めるとされている。当市の議会災害対応指針、災害対策会議設置要綱も、今回紹介された秋田市と熊本市のものと基本的には同様であるが、今後詳細を調べ、改定が必要と思われる項目等があれば、提言していきたい。

（2）被災者支援の諸制度の構造と被災者からみた厳しさ

災害対策基本法で「罹災証明書の交付」と「被災者台帳の作成」は規定済みであるが、東日本大震災では「在宅被災者」、「みなし仮設入居者」、「原発被害による長期避難者」が、被災者支援の枠組みから漏れていた。これらは避難所の環境悪化、仮設住宅建設の遅さに加え、被災者支援制度の結果を原因として、「在宅被災者」が多く生じてしまったためであった。そのため、みなし仮設入居者の失業率が継続的に高くなり、被災困窮者が長期間存在する状況を生んでしまった。罹災証明書の区分が公的支援の基準であるが、重層的で多様な困難が反映しきれておらず、今後はこの点を充実させていく必要があるとのことであった。

（3）歴史に未来を学ぶ－社会保障から孤立した孤独な被災者支援－

社会的課題としての災害の特徴は「ある地域にたまにしか来ない」ことであり、平時には民間が関与していた様々な対応が、災害時には行政が慣れていない財の供給を行わざるを得ず、このため混乱が生じるとのことである。現在指摘されている課題としては①災害救助法に福祉的支援がなく、配慮が必要な人ほど厳しい環境におかれる、②住宅や医療、保健など平時は民間が担い手なのに災害時は慣れない地方自治体が急に担い手になる、③社会保障に関連するプロが災害者支援で活動することになっていないの３点が挙げられた。その結果、行政のみが担い手となり、相談援助などの対人サービスが弱いことが指摘された。

（4）これまでの災害者支援の先進事例

熊本市での事例が報告された。それは主に災害時におけるワンストップの総合窓口の設置や建設部局と福祉部局が連携して、住まいと福祉を考慮した仮設住宅供与計画を策定。また、仙台市では個別世帯のケースデータの蓄積を基に、官・民、平時・災害時の支援の組み合わせを策定している。具体的には個別訪問の実施（シルバー人材センター）、健康支援（仙台市等）、見守り・生活相談（社協、ＮＰＯ）、地域保健福祉サービス（地域包括支援センターなど）、就労支援（生活困窮者自立支援法に基づくＮＰＯ）、伴走型民間賃貸住宅入居支援（ＮＰＯ）、専任弁護士と連携した相談支援体制構築（弁護士）などである。さらに、政府は災害ケースマネジメントや個別避難計画の策定を促進しており、内閣府が 2023 年に「災害ケースマネジメント実施の手引き」を公表している。

（5）法律上なにが変わったのか、変わりつつあるのか

国は能登半島地震をはじめ、災害時に在宅で避難する高齢者などへの支援が遅れる現状を受け、福祉的な支援にかかる費用を国が負担できるように災害救助法を改正し、避難所以外で過ごす人にどのような支援が必要かいち早く把握し、災害関連死の防止につなげるとしている。令和７年５月 28 日に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が成立し、被災者支援の充実として、①被災者に対する福祉的支援等の充実、②広域避難の円滑化、③災害者援護協力団体の登録制度の創設、④防災 DX・備蓄の推進

が挙げられた。

障害者の災害支援等では、各自治体が福祉避難所の開設を行うが、実際には、福祉避難所で避難者に適切に対応できる人材が殆ど確保できたいないのが、現状で、災害時におけ人材の確保が、非常に重要な問題になっており、平時に、人材確保の方策を立てておくが大事であるとのことであった。

(6)結局何が変わったのか、変わりつつあるのか

「餅は餅屋の災害者支援」のために必要な考え方として「災害対応のマルチセンター化」と「社会保障のフェーズフリー化」が重要であるとの指摘。

「災害対応のマルチセンター化」は営利企業やＮＰＯなどサードセクターの組織といった政府以外の担い手も体制や財源の公的な根拠をもって自律的に災害対応に参画できるようにすることである。「社会保障のフェーズフリー化」は、普遍的なものになった社会保障の制度体系の中に被災者支援を位置付けて平時の社会保障の担い手たちが被災者支援を行うことにするものである。

この講義で特に強調されていたのは、これまでに見逃されていた在宅避難における高齢者支援や福祉支援の担い手に関することであり、今後、この点を踏まえた法整備が望まれているとのことであった。

次の講習では跡見学園女子大学教授で内閣府被災者支援のあり方検討会座長の鍵屋　一氏による「平時の防災～マネジメントを中心に～」であった。ここでは、鍵屋氏の講義の後、グループワークを実施した。講義で特に注目したのは、●なぜ、人は備えないのか？●なぜ、行政、福祉、企業等の災害対策の優先順位は低いのか？との問いかけであった。これは、人は誰でも「自分は大丈夫」と思い込む「正常化の偏見」を有しており、この心理が備えを怠る、直ちに避難しない、防災対策の後回しに繋がっているとの分析であった。正常化の偏見は、我慢できないようなつらさ等があっても、なんとかなるだろうとの心理で乗り切れる等、人がストレスの多い社会で生活していくためには、欠かせない心理であるが、災害時に関しては逆にこの偏見が、被害に繋がってしまう。防災に対する意識に関しても、現在国内で防災の専門家として活躍されている方々に、なぜ防災を専門的にやろうと思ったのかを問うと、殆どすべてに人が、実際自分が災害に遭い困難な経験をしたからとのことであり、そうでないと、どこか他人事のように感じているからではないかとのことであり、これが正常化の偏見であるとのことであった。

○グループワーク

講義の後、「大災害時に行政が効果的な対応をするために、平時にすべきこと」をテーマにグループによる話し合いが行われた。自分のグループは茨城県笠間市、愛知県岩倉市、愛媛県伊予市に議員、計４名であった。グループ内で、具体的なアイデアを出し合い、話し合いを行った。注意点については「良いマニュアルを作る」と言ったものではなく、

「良いマニュアルを作るために○○、△△する」との提言で意見をだすとのことで行われた。

各グループから出された提言で興味を引いたのは、○広域防災計画を近隣市と具体的に作っておく、○避難所運営をカードゲームで学ぶ（Ｄｏはぐ）、○職員の負担減にＯＢ・議員ができる事をし、休養時間を確保する、○つらいときには「つらい」と言える関係作り、○行政において縦割りではなく横断的な各課の危機管理の人材を育成するなどがあった。面白い意見としては○職員同士の連携向上のために、職員＆家族参加の運動会をする、○行政と住民の日頃からの連携。まつりなどの行事で一緒に、意見交換会というものもあった。

○講義

第２日目の講習は秋田市議会議員の見上万里子氏による「災害時における議会の対応と取組み」をテーマに秋田市が令和５年にみまわれた大雨による被害を題材に講演が行われた。講演では災害時における活動としては、議会の活動は殆どなく、自身が所属していた消防団での活動の紹介で、少し期待外れであった。議会の活動としては発災２週間後に全員協議会を開催し、豪雨被害の被害状況と取組みについて当局から説明を受けた後、議会活性化検討会で「災害時の対応指針」を策定し、議員それぞれが当局に申し入れをするのではなく、集約して議会として対応することにしたとのことであった。これが、今回の研修の冒頭の講義で紹介された秋田市の災害対策会議設置要綱に繋がるものであった。

最後は再び鍵屋氏と防災企業連合関西そなえ隊幹事の湯井恵美子氏よる「平時の防災～重要な地域防災政策～」をテーマにした講義であった。ここでは各地域における防災対策、特に耐震化の推進や避難支援の事例などの紹介があったが、やはり災害弱者に対する支援に関する内容が主であった。その中で福祉避難所の問題が取り上げられ、福祉避難所は二次避難所であり、一次避難所でないことによる課題で、2021年に出された福祉避難所ガイドラインに従い、災害時には速やかに開設すべきとの考え方や、福祉施設の入居者は避難所に逃げるのではなく、福祉施設を福祉避難所に指定し、施設内で避難生活をおくれるようにするとの考え方が紹介された。

今回の研修では、残念ながら「防災と議員の役割」との観点からは、満足できるものではなかったが、最新の災害時における課題等の情報が入手でき、この視点から当市の防災施策を見直し、さらに有用な防災対策が構築できるように取り組みたい。

以上

会議参加費用

参加費　8,050 円

交通費　29,960 円

・JR 乗車券（北本ー京都ー唐崎往復）

・新幹線特急券（東京ー京都往復）

宿泊費　参加費に含まれる

合計　38,010 円

研修報告

2026.1.19～20（USB 受講）

受講者　金森すみ子

令和８年度地方財政対策から読む自治体の未来～自治体の政策の方向性を見定める～　**講師　森　裕之 氏**

1．目的

人口減少社会における自治体の役割を理解し、財政制約下での福祉最大化と関係価値の重要性を学ぶ。

2．内容

(1) 議会の役割の再確認

・予算の決定…税金（公金）の使途や徴収の在り方を決定

・社会の価値の方向性を定める…基本的人権、平和、環境、福祉、教育、多様性など、地域社会として何を大切にするのかを議論し、その具体化として政策を形成していく

(2) 自治体財政の基本

自治体は赤字が許されず、「収入の範囲内で最大の福祉」を実現する必要がある。

財政は制約であると同時に、価値判断そのものである。“自治体の意思や価値観を反映するもの”である。

財政の知識を活用して、それぞれの立場から議会や市民団体で取り組んでいくことが大切である。

(3) 人口減少社会と財政構造の変化

社会保障関係経費は増加し、一般財源（地方税や地方交付税など）減少していく。自治体が自由に使える財源は縮小し、政策選択の余地が狭まる構造となっている。地方創生の方向性も、人口増加を前提とした「成長型」から、人口減少を受け入れた上で社会機能を維持する「適応型」へと移行しつつある。

(4) 財政運営の視点

自治体財政の基本理念は「収入の範囲で最大の福祉を実現すること」。判断基準として、住民ニーズに合致しているか、最小の費用で実施されているか、の２点が挙げられる。「住民ニーズの再定義」が求められている。

(5) 孤独・孤立と新たな政策課題

近年、日本社会において孤独・孤立が深刻な社会問題となっている。孤独感は幅広い世代に広がっており、特に若年層において高い傾向が見られる。孤独はこれまで個人や家庭の問題として捉えられてきたが、健康リスクの増大や社会全体の活力低下を招くことから、公衆衛生上の重要課題として認識されつつある。

幸福や健康に最も大きな影響を与える要素は「良好な人間関係」であることが示されており、孤独・孤立対策は今後の自治体政策において中核的な位置を占めるものと考えられる。

(6)「人と人のつながり」を軸とした政策転換

従来の公共政策は、個人への給付中心（給付やサービス提供）に構築されてきた。

今後は、「人と人のつながり」を重視する政策（「コミュニティ」や「関係性」を重視）への転換が求められる。

特別定額給付金の一律支給や公共サービスの普遍性、さらには地域商店街の保護などは、単なる効率性や経済合理性ではなく、「人と人のつながり」を維持する観点から理解する必要がある。

(7) 政策評価における新たな視点

これまでの政策評価は、効率性や公平性、コストといった指標が中心であった。今後はこれに加え、「人と人のつながり（関係価値）」をいかに生み出し、維持するかという視点を組み込むことが重要となる。

(8) 先進事例（明石市）

明石市における子育て支援政策は、単なる福祉施策ではなく、地域における人のつながりを創出する取り組みとして位置づけられる。特に「こども食堂」は、食事提供にとどまらず、交流や見守りの拠点として機能しており、自治体が主体的に関与することで地域全体の協力体制を構築している点に特徴がある。

(9) コモンズの考え方

「コモンズ」とは、単なる公共財ではなく「人々の関係性の中で維持される、みんなのもの」である。公共政策においては、公共財やサービスを単に提供するだけでなく、それが人々の交流やつながりを生み出すものとなっているかを重視する必要がある。

3．所感

本研修を通して、今後の自治体政策の方向性は、私が危惧していることに大変近いと感じた。人口減少により財源が制約される中で、限られた資源をいかに配分するかという問題に加え、「人と人のつながり」をいかに再構築するかが重要な課題である。孤独・孤立の解消は福祉政策にとどまらず、地域社会全体の持続可能性に関わる問題である。今後は、個別施策の効果だけでなく、施策が地域の関係性にどのような影響を与えるかという視点を持ち、政策審議や立案に臨む必要がある。

研修報告

2026.1.19～20（USB 受講）

受講者　金森すみ子

孤独・孤立対策と生活困窮者支援～財政と福祉をつなぐ視点～　　**講師　森　裕之 氏**

1．目的

孤独・孤立対策推進法の内容と施策の方向性、生活困窮者支援の現状と課題について学び、自治体に求められる役割と今後の政策のあり方について理解を深める。

2．内容

（1）孤独・孤立対策推進法のポイント

孤独・孤立は誰にでも生じ得るものであり、社会全体で取り組むべき課題とされている。支援は当事者の立場に立ち、社会とのつながりの回復を重視しながら継続的に行うことが求められる。また、自治体は地域協議会の設置や関係機関との連携を通じて、包括的な支援体制を構築する役割を担う。

（2）予防型支援への転換

従来の福祉施策は課題が顕在化した後の対応が中心であったが、本法では孤独・孤立の深刻化を防ぐ「予防」の視点が重視されている。そのため、官民連携によるプラットフォームの構築や、対等な関係による水平的連携が重要とされている。

（3）市町村の役割

人と人とのつながりは地域レベルで実感されるものであり、市町村は孤独・孤立対策の最前線に位置付けられる。地域における経験の共有は、住民の帰属意識や相互理解を深め、コミュニティの活性化につながる。

（4）ひとり親家庭支援の現状

国は子育て支援、就業支援、経済的支援等を体系的に整備しているが、孤立している世帯ほど支援につながりにくいという課題がある。また、支援が経済面に偏り、社会参加や関係性の回復に対する支援が十分とは言えない状況である。

（5）生活保護行政の変化

生活保護制度は、従来の経済的自立に加え、日常生活自立および社会生活自立を含めた多面的な自立支援へと転換している。自治体には、地域社会の一員として生活できるよう支援する役割が求められている。

（6）先進事例（釧路市）

釧路市では、孤立状態にある母子世帯に対し、就労体験や地域との関わりを通じた支援を実施し、自己肯定感の回復と就労につなげる成果を上げている。この事例から、支援においては人とのつながりを回復することが重要であることが示された。

（7）生活困窮者自立支援制度

「地域社会からの孤立」が生活困窮の要因として位置付けられ、包括的・個別的・早期的・継続的支援を特徴とした、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められているとされた。アウトリーチによる把握など支援の重要性が強調されている。

3．所感

本研修を通じて、制度の充実だけでは十分な支援とはならず、孤立状態にある人へどのように支援を届けるかが重要であると再認識した。特に、就労や経済支援の前提として、人とのつながりや自己肯定感の回復が不可欠である。本市でも、居場所づくりや社会参加の機会の創出、アウトリーチによる早期把握などに努めているが、予防型の視点でも注視していきたい。

孤独・孤立対策と生活困窮者支援は密接に関連しており、単なる経済支援にとどまらず、人と人とのつながりを基盤とした支援が重要である。自治体には、地域資源を活用し官民連携などで支援体制を構築する役割、地域全体で支える仕組みの構築が求められている。

研修報告　　2026.1.19～20（USB 受講）

受講者　金森すみ子

地域包括ケアと財政の新地平　～地域共生社会への展開へ　　**講師　森　裕之 氏**

1．目的

人口減少・超高齢社会の進展を踏まえ、地域包括ケアシステムの現状と課題、さらに地域共生社会への展開について理解を深め、今後の自治体政策の方向性を考察する。

2．内容

（1）地域包括ケアシステムの基本概念

地域包括ケアシステムは、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を一体的に提供する仕組みであり、国の高齢者福祉政策の中核である。特に「住まい」を基盤とし、日常生活圏域（概ね中学校区）で完結する体制構築が重視されている。

（2）介護保険制度改革と地域へのシフト

介護保険制度は、2006 年の改正により地域密着型サービスや地域支援事業が創設され、地域包括支援センターが中核機関として位置付けられた。さらに 2015 年改正では要支援者向けサービスが市町村事業へ移行されるなど、給付中心から「予防・地域支援」への転換が進み、地域主体の取組が強化されている。

（3）地域包括ケア構築における課題

地域包括ケアの実現には、医療・介護の専門職に加え、生活支援を担う地域住民や民間事業者との連携が不可決である。また、「住まい」を中心とした施策展開のためには、福祉と住宅の担当部署の連携など、庁内横断的な体制整備が求められる。

（4）事例：大牟田市の取組

大牟田市では、小学校区単位での圏域設定により、きめ細かな支援体制を構築している。認知症コーディネーターの育成、地域交流施設の整備、認知症理解を深める教育活動などを通じ、地域ぐるみで支える仕組みを実現している。さらに、居住支援協議会を中心に空き家活用や生活支援を一体的に行い、住まいの確保と生活支援を統合した施策展開が行われている。

社会福祉協議会や社会福祉法人によるネットワークを活用し、生活困窮者支援や緊急支援など、多様な課題に対応する体制が構築されている。行政・社協・法人・地域団体が連携することで、地域福祉の実効性を高めている。

（5）地域共生社会への展開、重層的支援体制整備事業の推進

2018 年の社会福祉法改正により、対象を高齢者に限定しない「地域共生社会」の実現が掲げられた。子ども・障害者・生活困窮者などを含め、分野横断的な支援体制の構築が求められている。

地域共生社会の実現に向け、「重層的支援体制整備事業」が創設され、多機関協働、アウトリーチ支援、社会参加支援などに対する財政措置が講じられている。複合的課題を抱える世帯への包括的支援が可能となる。

（6）事例：名張市のコミュニティ政策

名張市では、地域予算制度の導入や市民センターの整備により、行政施策を地域コミュニティへ統合している。さらに、地域包括支援センター機能を活用した「まちの保健室」やコミュニティ・スクールの導入により、福祉と教育の両面から地域主体の運営を推進している。

3．所感

地域包括ケアシステムから地域共生社会への展開にあたっては、制度の活用にとどまらず、地域の実情に応じた創意工夫と多機関・多主体連携が不可欠である。自治体には、地域の力を引き出しながら持続可能な支援体制を構築する役割が求められており、本研修で得た知見を活かしていきたい。

研修報告

2026.1.19～20(USB 受講)

受講者　金森すみ子

これからの地方自治体と地方議会 ～財政危機を回避し持続可能性を確保するために～　**講師　森　裕之 氏**

1．目的

近年顕在化する地方自治体の財政危機を踏まえ、持続可能な自治体経営の方向性と地方議会の役割を理解するとともに、公共施設のあり方や住民参加の重要性を含め、財政・政策・地域社会の関係性を多角的に捉える視点を習得する。

2．内容

（1）深刻化する自治体財政危機

近年、自治体の財政悪化に関する報道が相次いでいる。背景には、人口減少や物価高騰、社会保障費の増大などがあり、国の財源措置も十分とは言えず、自治体の負担が増大している現状がある。

（2）財政危機の実態と課題（北見市の事例）

合併により広大な面積を有する自治体では、人口密度の低下により一人当たりの行政コストが増大する傾向がある。北見市では、公共施設やインフラの維持管理費が膨張する一方で、地方交付税の特例措置終了により歳入が減少し、財政の逼迫が深刻化している。財政再建のためには、公債費以外の行政サービスに充てる一般財源の削減が不可避である。

（3）公共施設の見直し（浜松市の事例）

浜松市では、資産経営の視点から公共施設のデータベース化と評価を行い、再配置計画を策定。議会主導により施設削減を進め、成果を上げている。(・約 439 施設を削減・年間維持管理費約 5 億円削減・将来の更新・改修費約 1,100 億円削減）この事例は、客観的データに基づく意思決定と議会の関与の重要性を示している。

（4）公共施設の新たな価値（都城市の事例）

都城市では、公共施設を単なる「利用の場」から「人と人のつながりを生む場」へと転換する取り組みを進めている。中心市街地に複数の公共機能を集約した複合施設を整備し、・多世代が交流する空間の創出・イベントの継続的実施・地域資源を活用した経済循環、などを実現している。

公共空間を「コモンズ（共用財)」として、住民が主体的に関わる仕組みづくりが特徴である。

（5）民間施設との連携（堺市の事例）

堺市では、民間の社会福祉法人が地域ニーズを踏まえ、施設内にカフェや商業スペースを設置。これにより、買い物という行為を通じた住民同士の交流が生まれ、「人と人のつながり」を再生する場となっている。公共・民間の区分を超えた「地域の居場所づくり」の重要性が示された。

（6）持続可能な自治体経営の考え方

持続可能な自治体経営には、「財政・政策・住民参加」の三位一体が不可欠である。

最優先課題は財政破綻を回避することであり、その上で住民生活の質を高める政策を展開する必要がある。

また、財政改革は単なる削減ではなく、不合理な構造を見直す契機と捉えるべきである。

（7）自治体の使命と住民との関係

現代社会では孤独・孤立が広がり、「人と人のつながり」が希薄化している。

自治体の使命は、このつながりを回復し、地域社会を再構築することにある。従来のように行政がサービスを提供するだけでなく、住民自身が地域の担い手として関わることが求められている。

3．所感

本研修を通じ、財政危機は単なる一時的な問題ではなく、自治体の構造的課題であると強く認識した。特に、公共施設や事業の見直しが進まない背景には、住民感情や組織内部の慣行があり、行政だけでは改革が進みにくい実態がある、議会の役割が一層重要になる。議会は、財政的視点を持ち、個別事業の妥当性を検証し、行政が踏み込みにくい領域においても、将来世代の視点から判断し見直しを促すことが求められる。また、今後は人口減少で自治体規模の縮小は避けられないが、地域の魅力と活力を維持するためには、公共施設や福祉・教育の場を活用した「人と人のつながり」の再構築が不可欠である。住民を「サービスの受け手」から「地域の担い手」へと転換し、共に地域を支える仕組みを構築することが、持続可能な自治体経営の鍵であると考える。

研修報告　　2026.1.30（USB 受講）

受講者　金森すみ子

生成 AI を活用した議会活動の基礎

講師　木村　亮太 氏

1.目的

生成 AI の基本的な仕組みと特性を理解するとともに、議員活動における具体的な活用方法を学び、議会活動の質の向上と効率化につなげることを目的とする。

2.内容

生成 AI とは、ユーザーが自然な言語で指示（プロンプト）を入力することで、文章や画像等の新たなコンテンツを生成する技術であり、専門的な知識がなくても活用できる点が特徴である。

活用の基本として、①質問を具体的に行うこと、②回答形式を明確に指定すること、③一度に一つの質問とし対話を重ねること、④回答をたたき台として自ら修正すること、⑤情報の正確性を確認すること、が重要である。特に、AI には誤情報が含まれる可能性があるため、情報源の確認は不可欠である。

議員活動への活用としては、調査・要約・文章作成の各場面で有効である。議会質問の作成においては、①基礎資料の要約（議事録、行政計画等）②先進事例の調査（他自治体の取組）③論点整理（多角的な視点の整理）④質問案の作成、⑤深掘り（自分なりの思い考えを入れ込む)、これにより、短時間で多角的な視点を得ることが可能となる。

また、市民対応のメールや文書作成のたたき台として、相手に寄り添ったトーンや条件を指定することで、適切な表現を効率的に作成できるという。さらに、議会報告やブログ等の広報活動においては、要約や構成案の作成、アイデア出しに活用でき、活動の記録と情報発信の強化につながる。

加えて、画像生成やスライド作成など、視覚的な資料作成への応用も可能であり、テキスト情報を分かりやすく伝える手段として有効である。

一方で、生成 AI は公開情報を基にした分析には強みを持つが、非公開情報や地域特有の課題、慣習等については把握できない。そのため、職員や市民との対話を通じた情報収集は引き続き不可欠であり、AI と現場情報を組み合わせた活用が求められる。最終的な判断と意思決定は議員自身が担うものである。

3.所感

生成 AI は、議員活動における調査・分析・発信の効率を大きく向上させる有効なツールであり、議会質問の構築や論点整理において、有用性を感じている。短時間で多様な視点を得られる点は、議員活動の質の向上に直結するものである。

しかし、AI はあくまで補助的手段であり、地域の実情や市民の声といった現場性を伴う情報は代替できない。個人の生成 AI 活用においては、議員としての主体的な判断と責任を前提に、積極的に活用しつつ、市民対話や現場把握を大切にしていきたい。

議会としての AI 活用については、この先、情報の正確性の担保や説明責任が一層求められることから、一定の活用ルールやリテラシーの共有が求められてくると思われる。

研修報告

2026.1.30（USB 受講）

受講者　金森すみ子

生成 AI を活用した議員質問の作り方

講師　木村　亮太 氏

1．目的

生成 AI を活用して行政資料の分析や財政状況の把握を効率化し、より質の高い議会質問の作成につなげる手法を学ぶ。生成 AI 時代における議員の政策実現力の在り方について理解も深める。

2．内容

（1）生成 AI を活用した行政資料の分析・要約

生成 AI の中でも「NotebookLM」は、アップロードした資料を基に分析・要約を行うことに特化しており、回答には必ず根拠となる資料の引用が示されるため、情報の信頼性が高い点が特徴である。いわゆるハルシネーション（誤情報生成）のリスクが低く、行政計画の分析に適している。

活用方法としては、行政計画や複数自治体の比較資料を読み込ませることで、効率的な分析が可能となる。資料を蓄積することでオリジナルのチャットボットとして活用でき、議会活動における継続的な知識基盤の構築にも資する。説明動画やスライド作成機能もあり、理解促進や情報発信にも有効である。

（2）財政分析と事業分析への活用

生成 AI は、財政状況資料集や決算カードを用いた財政分析にも活用でき、議会質問の材料を効率的に抽出することが可能である。

また、行政評価（事務事業評価）を AI に分析させることで、目標と実績の乖離や予算・決算の推移を把握できる。目標未達成にもかかわらず「現状維持」とされている事業については、政策的な問いを立てる重要な視点となる。

こうした分析結果を職員と共有しながら議会質問に反映させることで、より建設的で具体的な議論につなげることができる。議員が積極的に行政評価を活用することで、制度そのものの改善にも寄与する可能性がある。

（3）生成 AI 時代に求められる政策実現力

政策を実現するためには、単なる質問にとどまらず、その後のフォローが重要である。

まず、他自治体の事例や全国動向、行政計画などを把握する「情報収集力（アンテナ）」が不可欠である。そして、議会質問で継続的に取り上げ、進捗や課題の解決状況を確認する「継続力（根気）」が求められる。

さらに、政策実現に向けては、関連計画の把握、審議会の傍聴、勉強会や現場視察、当事者の声の収集など、多面的な活動が必要である。特に、委員会として所管事務調査に取り組むことで、個人質問以上の影響力を持ち、行政に対して効果的な働きかけが可能となる。

3．所感

生成 AI の活用により、資料分析や比較検討が効率化され、議員の政策立案能力の底上げが期待できる。一方で、最終的な判断や問いの質は、AI に依存ではなく、議員自身の問題意識に依存する点が重要である。

今後は、行政評価や財政資料の AI 分析を試み、「なぜ目標未達なのか」「なぜ現状維持なのか」といった本質的な問いを執行部に投げかけていきたい。

生成 AI はあくまで補助ツールであり、それを活かすかどうかは議員の主体的な行動にかかっている。質問後のフォローアップを重視し、継続的に政策課題を追い続ける姿勢が求められると再認識した。

AI 分析と実態把握を組み合わせることで、より実効性の高い政策提言が可能となっていく。委員会活動の強化に活かしていきたい。

研修報告

2025.10.24（USB 受講）

受講者　金森すみ子

役所の“計画”の見方と質疑の組み立て方

講師　井川　晃 氏

1．目的

自治体行政がどのような「計画」に基づいて運営されているのかを確認し、その構造を踏まえた上で、議会における効果的な質疑の組み立て方を習得することを目的とする。行政との認識のズレを防ぎ、政策提案につながる実践的な質問力の向上を目指す。

2．内容

（1）議会質問と行政の認識の違い

議員は市民の声や個別具体の課題をもとに質問を行う一方、行政は法令・計画・予算に基づき対応するため、両者の前提にはズレが生じやすい。計画に位置付けられていない事項については明確な答弁が得られにくく、共通言語として「計画」を踏まえた質疑が不可欠である。

（2）行政計画の全体像

自治体運営は総合計画を最上位とし、その下に分野別計画が体系的に整備されている。計画は法定計画、条例に基づく計画、事実上の計画などに分類され、多くは行政内部を拘束する役割を持つ。議員はこれらの構造を理解し、どの計画に基づく施策かを把握する必要がある。

（3）PDCA サイクルによる行政運営

自治体業務は「計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）」の循環で進められている。

議員は PDCA 各段階において、課題、Plan：妥当性確認では審議会前段階での関与も重要、Do：現場確認と一次情報の収集が不可欠、Check：評価指標や前提条件の妥当性を検証、Action：予算や決算における改善の有無を確認、という視点で関与することが重要である。

特に議会は、予算審議・決算審査で「Action」に最も影響力をもたらす。

（4）行政評価の見方

行政評価では KPI などの定量評価と記述による定性評価が用いられる。議会対応においては、「一定の成果」という曖昧な表現に対し数値根拠を求めることや、「市民の声」の裏付けとなる調査手法やエビデンスの確認が必要である。

（5）提案型質疑の重要性

行政を動かすためには、議員の主張を行政計画や評価と結び付けることが不可欠である。行政自身が掲げた目標や数値を根拠に、「だから改善すべき」と論理的に迫ることで、実効性ある提案につながる。

（6）行政側の答弁姿勢

行政は組織的制約の中で答弁しており、断定を避ける傾向がある。一方で、議員の指摘が論理的であり、責任や公益性の観点から必要と認識されれば、行政が動く可能性があることが示された。

3．所感

議会質問の質は「計画理解」と「エビデンス」によって大きく左右され、総合計画や分野別計画、さらに行政評価の数値との整合性を踏まえた質問の必要性を再認識した。予算・決算審査においては、行政評価との矛盾や改善の不十分さを具体的に指摘することで、政策転換を促すことが可能である。現場確認や情報公開請求を含めた一次情報の収集力を高めることが、説得力を高める重要な要素となる。PDCA 全体を見渡しながら、行政の論理を踏まえた上で、提案型の質疑を構築し、市民福祉の向上につながる実効性ある議会活動に取り組んでいきたい。

参考様式第２号

使途基準項目別支出内訳表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名　みらい　　令和７年度分

使途基準項目	広報費	１／４枚		（単位：円）
支出年月日	支出内容	支出額	領収書等貼付用紙No.	備考（按分率等）
令和７年４月17日	（毛呂）議会報告12号　印刷1,000部	18,862	別紙４	総額18,930円のうち99.64%
４月19日	（金森）議会報告24号　印刷5,000部	30,155	別紙５	
４月24日	（村田）議会報告36号　郵送代862通	79,304	3	
４月28日	（大嶋）議会報告50号印刷・新聞折込7,550部	51,158	別紙６	
５月18日	（金森）25号郵送代50通、26号郵送代10通	6,600	3	切手　110円10枚セット×６枚
６月15日	（村田）議会報告37号　郵送代864通	79,488	3	
７月17日	（大嶋）議会報告51号印刷・新聞折込7,500部	51,034	別紙７	
７月18日	（金森）議会報告25号　印刷5,000部	28,635	別紙５	
７月27日	（村田）議会報告38号　郵送代861通	79,212	4	
８月20日	（毛呂）議会報告13号　印刷500部	16,938	別紙８	総額16,980円のうち99.75%
合計額		441,386		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に１件づつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

参考様式第２号

使途基準項目別支出内訳表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名　みらい　　令和７年度分

使途基準項目	広報費	２／４枚		（単位：円）
支出年月日	支出内容	支出額	領収書等貼付用紙No.	備考（按分率等）
令和７年８月27日	（毛呂）議会報告 14号　印刷 500 部	16,941	別紙９	総額 16,980 円のうち 99.77%
10月13日	（毛呂）議会報告 15号　印刷 500 部	13,295	別紙１０	総額 16,980 円のうち 78.3%
10月16日	（大嶋）議会報告 52 号印刷・新聞折込 7,500 部	51,034	別紙１１	
10月20日	（金森）議会報告 26号　印刷 5,000 部	29,285	別紙１２	
10月25日	（毛呂）議会報告 16号　印刷 500 部	17,427	別紙１３	総額 18,980 円のうち 91.82%
10月25日	（毛呂）議会報告 17号　印刷 500 部	18,936	別紙１４	総額 18,980 円のうち 99.77%
10月28日	（金森）議会報告 26号郵送代 40 通	4,400	4	切手　110円10枚セット×4枚
11月7日	（毛呂）議会報告 18号　印刷 500 部	18,936	別紙１５	総額 18,980 円のうち 99.77%
12月12日	（村田）議会報告 40 号ポスティング代 4,595 通	37,402	別紙１６	
12月25日	（金森）議会報告 27号郵送代 50 通	5,500	4	切手　110円10枚セット×5枚
合計額		213,156		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に１件づつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

参考様式第２号

使途基準項目別支出内訳表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名　みらい　　令和７年度分

使途基準項目	広報費	３／４枚		（単位：円）
支出年月日	支出内容	支出額	領収書等貼付用紙No.	備考（按分率等）
令和７年12月28日	（毛呂）議会報告19号　印刷800部	19,535	別紙１７	総額19,580円のうち99.77%
12月28日	（毛呂）議会報告20号　印刷800部	19,535	別紙１８	総額19,580円のうち99.77%
12月28日	（毛呂）議会報告21号　印刷800部	19,535	別紙１９	総額19,580円のうち99.77%
12月29日	（工藤）議会レポートあけおめ　郵送代600通	51,000	5	はがき600枚
12月30日	（村田）議会報告40号　郵送代852通	78,384	5	
令和８年１月６日	（毛呂）議会報告22号印刷600部	18,088	別紙２０	総額18,130円のうち99.77%
１月６日	市政報告会案内　郵送代30通	2,550	5	はがき30枚
１月８日	市政報告会案内　郵送代13通	868	6	はがき10枚 交換３枚
１月14日	（金森）議会報告27号　印刷6,000部	30,175	別紙１２	
１月22日	（大嶋）議会報告53号印刷・新聞折込7,500部	51,480	別紙２１	
合計額		291,150		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に１件づつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

参考様式第２号

使途基準項目別支出内訳表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名　みらい　　令和７年度分

使途基準項目	広報費	４／４枚		（単位：円）
支出年月日	支出内容	支出額	領収書等貼付用紙No.	備考（按分率等）
令和８年２月３日	（金森）議会報告 27 号郵送代 10 通	1,100	6	切手　110円10枚セット×1枚
２月 16 日	（工藤）議会レポート（2026.02）（2026.03）郵送代各500通	85,000	6	はがき 1,000 枚
３月 20 日	会派市政報告　印刷 600 部	7,642	別紙２２	
３月 27 日	（毛呂）議会報告 23 号　印刷 500 部	18,733	別紙２３	総額 18,980 円のうち 98.7%
３月 27 日	（毛呂）議会報告 24 号　印刷 500 部	18,733	別紙２４	総額 18,980 円のうち 98.7%
３月 30 日	会派市政報告　印刷・新聞折込 13,000 部	114,635	別紙２５	
合計額		245,843		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に１件づつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

別紙 4

[redacted]

領　収　書

北本市議会会派みらい　毛呂一夫様　　御中

領収書番号：　M2025_04_01

★　　¥18,862-

但　　もろかずお様　会報誌Vol.12(年間報告書)　1,000枚　制作費13,882円　印刷費4,980円

令和7　年　4　月　17　日　上記正に領収いたしました

小計	18,862

[redacted]

領収書

2025年04月19日

北本市議会　会派みらい　御中　　金森すみ子　様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田35-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件　クレジットカード	納品場所　ご指定場所
御請求金額　30,155円（税込）	納品期日　2営業日

ご注文番号	内　　容	数量	単 価	金 額
PAC42946643	品名：そよかぜ24 B4 / 両面4色 / 上質紙70 / 5,000部×1種類 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	30,155	30,155
合　計				30,155

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていても、
　印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

領収書

2025年07月18日

北本市議会　会派みらい　御中　　金森すみ子　様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田35-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件　クレジットカード	納品場所　ご指定場所
御請求金額　28,635円（税込）	納品期日　3営業日

ご注文番号	内　　容	数量	単 価	金 額
PAC44088796	品名：そよかぜ25 B4 / 両面4色 / 上質紙70 / 5,000部×1種類 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	28,635	28,635
合　計				28,635

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていても、
　印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

別紙5

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ．３

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
３	広報費	１／４

領収書

会派みらい 村田裕子 様

［別納引受］
区内特別特(定)BC　12.0g
@92　862通　¥79,304

小　計　¥79,304

郵便物引受合計通数　862通
課税計(10%)　¥79,304
(内消費税等(10%)　¥7,209)
非課税計　¥0

合計　¥79,304
お預り金額　¥80,310
おつり

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年 4月24日 10:37
発行No.250424A4254　端N72箱02
連絡先：北本郵便局
TEL:0570-943-736

領収書

会派みらい 金森み子 様

［販売］
Ｒ７・ハピグリ１１０・切手
1,100円　6枚　¥6,600

小　計　¥6,600

課税計(10%)　¥0
(内消費税等(10%)　¥0)
非課税計　¥6,600

合計　¥6,600
お預り　クレジット　¥6,600

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年 5月18日 9:49
発行No.250518J5415　端P02箱04
連絡先：北本郵便局
TEL:0570-943-736

領収書

会派みらい 村田裕子 様

［別納引受］
区内特別特(定)BC　11.5g
@92　864通　¥79,488

小　計　¥79,488

郵便物引受合計通数　864通
課税計(10%)　¥79,488
(内消費税等(10%)　¥7,226)
非課税計　¥0

合計　¥79,488
お預り金額　¥80,588
おつり　¥1,100

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年 6月15日 10:46
発行No.250615A7270　端P02箱04
連絡先：北本郵便局
TEL:0570-943-736

別紙 6

領収書

北本市議会みらい　大嶋 達巳様

下記正に領収いたしました。

取引年月日：2025年04月28日(月)

領収書番号：R-250414304552

合計金額 （税込） **51,158円**

10%対象　51,158円（内消費税: 4,650円）

ラクスル株式会社

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー19F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
250414304552-01	新聞折込: チラシ・フライヤー / A4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準：90kg / 折込(2025年4月28日 希望) / 銘柄(朝日新聞,毎日新聞,読売新聞,日経新聞,産経新聞,東京新聞)	7,550部	46,508円	折込希望日: 2025年4月28日 議会報告第50号

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 46,508円
小計（税抜）	46,508円
合計金額（税込）	51,158円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ（必ずご確認ください）

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム（https://raksul.com/contact/）からご連絡ください。

別紙 1

領収書

北本市議会みらい　大嶋 達巳様

下記正に領収いたしました。

取引年月日：2025年07月17日(木)

領収書番号：R-250704107488

ラクスル株式会社

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー19F

登録番号：T9010401089631

合計金額 （税込）　**51,034円**

10%対象　51,034円（内消費税: 4,639円）

注文番号	商品	数量	金額	備考
250704107488-01	新聞折込: チラシ・フライヤー / A4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準：90kg / 折込(2025年7月17日 希望) / 銘柄(朝日新聞,毎日新聞,読売新聞,日経新聞,産経新聞,東京新聞) / サンプル送付 100部	7,500部	46,395円	折込希望日: 2025年7月17日 議会報告第51号

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 46,395円
小計（税抜）	46,395円
合計金額（税込）	51,034円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ（必ずご確認ください）

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム（https://raksul.com/contact/）からご連絡ください。

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ，４

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
３	広報費	２／４



［別納引受］
区内特別特(定)BC　12.0g
@92　861通　¥79,212

小　計　¥79,212

郵便物引受合計通数　861通
課税計(10%)　¥79,212
(内消費税等(10%)　¥7,201)
非課税計　¥0

合計　¥79,212
お預り金額　¥80,000
おつり　¥788

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年 7月27日 11:44
発行No.250727A8626　端P02箱04
連絡先：北本郵便局
TEL:0570-943-736



［販売］
花の彩り５集１１０・切手
1,100円　4枚　¥4,400

小　計　¥4,400

課税計(10%)　¥0
(内消費税等(10%)　¥0)
非課税計　¥4,400

合計　¥4,400
お預り　クレジット　¥4,400

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年10月28日 12:13
発行No.251028J0997　端N34箱01
連絡先：北本東間郵便局
TEL:048-591-3434



［販売］
Ｒ７・ムーミン・切手
1,100円　5枚　¥5,500

小　計　¥5,500

課税計(10%)　¥0
(内消費税等(10%)　¥0)
非課税計　¥5,500

合計　¥5,500
お預り金額　¥10,000
おつり　¥4,500

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年12月25日 14:24
発行No.251225J2413　端N34箱01
連絡先：北本東間郵便局
TEL:048-591-3434

別紙3

[redacted]

領　収　書

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新
選組公認　毛呂一夫 様　　御中

領収書番号：　KN2025_08_01-1

★　¥16,938-

但　毛呂様会報誌vol.13 デザイン制作費(両面12,000円)
印刷費（A4両面 / 500枚) 4,938円　※政務活動費対象

令和7　年　8　月　20　日　上記正に領収いたしました

小計	16,938

[redacted]

別紙 9

[redacted]

領収書

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新選組公認　毛呂一夫 様　御中

領収書番号：　KN2025_08_02-1

★　¥16,941-

但　毛呂様会報誌vol.14デザイン制作費(両面12,000円)
印刷費（A4両面 / 500枚) 4,941円　※政務活動費対象

令和7　年　8　月　27　日　上記正に領収いたしました

小計	16,941

[redacted]

別紙 10

[redacted]

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新選組公認　毛呂一夫 様　御中

領収書番号：　KN2025_10_01-1

★　¥13,295-

但　毛呂様会報誌vol.15デザイン制作費(両面)＋印刷費（A4両面 / 500枚）
※政務活動費対象

令和7　年　10　月　13　日　上記正に領収いたしました

小計	13,295

[redacted]

別紙 11

領収書

北本市議会みらい　大嶋 達巳様

取引年月日：2025年10月16日(木)

領収書番号：R-251001928025

下記正に領収いたしました。

合計金額 （税込）　51,034円

10%対象　51,034円（内消費税: 4,639円）

ラクスル株式会社

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー19F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
251001928025-01	新聞折込: チラシ・フライヤー / A4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準：90kg / 折込(2025年10月16日 希望) / 銘柄(朝日新聞,毎日新聞,読売新聞,日経新聞,産経新聞,東京新聞) / サンプル送付 100部	7,500部	46,395円	折込希望日: 2025年10月16日 議会報告第52号

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 46,395円
小計（税抜）	46,395円
合計金額（税込）	51,034円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ（必ずご確認ください）

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム（https://raksul.com/contact/）からご連絡ください。

領収書

2025年10月20日

北本市議会　会派みらい　御中　　金森すみ子　様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件　クレジットカード	納品場所　ご指定場所
御請求金額　29,285円（税込）	納品期日　2営業日

ご注文番号	内　　容	数量	単 価	金 額
PAC45271041	品名：そよかぜ26 B4 / 両面4色 / 上質紙70 / 5,000部×1種類 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	29,285	29,285
合　計				29,285

特記事項
※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていても、
　印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

ご利用ポイント：870pt

領収書

2026年01月14日

北本市議会　会派みらい　御中　　金森すみ子　様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件　クレジットカード	納品場所　ご指定場所
御請求金額　30,175円（税込）	納品期日　4営業日

ご注文番号	内　　容	数量	単 価	金 額
PAC46355724	品名：そよかぜ27 B4 / 両面4色 / 上質紙70 / 6,000部×1種類 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	30,175	30,175
合　計				30,175

特記事項
※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていても、
　印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

別紙 12

別紙 13

[redacted]

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新選組公認　毛呂一夫 様　御中

領収書番号：　M2025_10_03-1

★　¥17,427-

但　毛呂様会報誌vol.16デザイン制作費(両面)＋印刷費（A4両面 / 500枚）
※政務活動費対象

令和7　年　10　月　25　日　上記正に領収いたしました

小計	17,427

[redacted]

別紙 14

[redacted]

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新選組公認　毛呂一夫 様　御中

領収書番号：　M2025_10_04-1

★　¥18,936-

但　毛呂様会報誌vol.17デザイン制作費(両面)＋印刷費（A4両面 / 500枚）
※政務活動費対象

令和7　年　10　月　25　日　上記正に領収いたしました

小計	18,936

[redacted]

別紙 15

[redacted]

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新
選組公認　毛呂一夫 様　　御中

領収書番号：　M2025_10_05-1

★　　¥18,936-

但　毛呂様会報誌vol.18デザイン制作費(両面)＋印刷費（A4両面 / 500枚）
※政務活動費対象

令和7　年　11　月　7　日　上記正に領収いたしました

小計	18,936

[redacted]

埼玉縣信用金庫

振込

振込の手続きが完了しました。

受付番号： 0HVIBR3LIEE3
受付時刻： 2025年12月12日23時18分17秒

受付番号は、お問い合わせ等で必要になる場合がありますので控えておいてください。

振込内容

振込先情報	振込先口座	埼玉縣信用金庫　北本支店　普通 [redacted]
	受取人	ｶ)ﾎﾟｽﾗﾎﾞ
引落元情報	引落口座	北本西口支店　普通 [redacted] ﾑﾗﾀ ﾋﾛｺ
	振込依頼人	ﾑﾗﾀ ﾋﾛｺ
振込内容	振込指定日	2025年12月12日
	振込金額	37,402円
	手数料	0円
	合計引落金額	37,402円

別紙17

[redacted]

領収書

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新選組公認　毛呂一夫 様　御中

領収書番号：　M2025_12_01-1

★　¥19,535-

但　毛呂様公報誌vol.19デザイン制作費(両面)＋印刷費（A4両面 / 800枚）
※政務活動費対象

令和7　年　12　月　28　日　上記正に領収いたしました

小計	19,535

[redacted]

別紙18

[redacted]

領収書

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新
選組公認　毛呂一夫 様　　御中

領収書番号：　M2025_12_02-1

★　¥19,535-

但　毛呂様会報誌vol.20デザイン制作費(両面)＋印刷費（A4両面 / 800枚）
※政務活動費対象

令和7　年　12　月　28　日　上記正に領収いたしました

小計	19,535

[redacted]

別紙19

[redacted]

領　収　書

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新選組公認　毛呂一夫 様　御中

領収書番号：　M2025_12_03-1

★　¥19,535-

但　毛呂様公報誌vol.21デザイン制作費(両面)＋印刷費（A4両面 / 800枚）
※政務活動費対象

令和7　年　12　月　28　日　上記正に領収いたしました

小計	19,535

[redacted]

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ，５

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
3	広報費	３／４



北本駅西口郵便局　会派 みらい 様

［販売］
通常葉書（８５円）
85円　600枚　¥51,000

小　計　¥51,000

課税計(10%)　¥0
(内消費税等(10%)　¥0)
非課税計　¥51,000

合計　¥51,000
お預り金額　¥51,000

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年12月29日 13:28
発行No. 251229J1554　端N76箱01
連絡先：北本駅西口郵便局
TEL:048-591-9982



会派みらい 村岡祐子 様

［別納引受］
区内特別特(定)BC　12.0g
@92　852通　¥78,384

小　計　¥78,384

郵便物引受合計通数　852通
課税計(10%)　¥78,384
(内消費税等(10%)　¥7,125)
非課税計　¥0

合計　¥78,384
お預り金額　¥78,384

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年12月30日 17:07
発行No. 251230A2040　端N71箱01
連絡先：北本郵便局
TEL:0570-943-736



会派みらい 元吉一夫 様

［販売］
通常葉書インク（８５円）
85円　30枚　¥2,550

小　計　¥2,550

課税計(10%)　¥0
(内消費税等(10%)　¥0)
非課税計　¥2,550

合計　¥2,550
お預り金額　¥3,050
おつり　¥500

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2026年 1月 6日 14:40
発行No. 260106J1631　端N72箱02
連絡先：北本郵便局
TEL:0570-943-736

別紙 20

[redacted]

領　収　書

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新
選組公認　毛呂一夫 様　　御中

領収書番号：　M2025_12_04-1

★　¥18,088-

但　毛呂様公報誌vol.22デザイン制作費(両面)＋印刷費（A4両面 / 600枚）
※政務活動費対象

令和8　年　1　月　6　日　上記正に領収いたしました

小計	18,088

[redacted]

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ．６

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
3	広報費	４／４

領収書

様

［交換］
―受入切手類―
交換受８５円葉書
85円　3枚　¥255
(交換手数料小計　¥18)

受入合計　¥255

―払出切手類―
通常葉書インク（８５円）
85円　3枚　¥255

払出合計　¥255

交換手数料合計　¥18
交換差金　¥0

［販売］
通常葉書インク（８５円）
85円　10枚　¥850

小　計　¥850

課税計(10%)　¥18
(内消費税等(10%)　¥1)
非課税計　¥850

合計　¥868
お預り　クレジット　¥868

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2026年 1月 8日 10:32
発行No. 260108Z5574　端N72箱02
連絡先：北本郵便局
TEL:0570-943-736

領収書

様

［販売］
絵本の世界９集・切手
1,100円　1枚　¥1,100

小　計　¥1,100

課税計(10%)　¥0
(内消費税等(10%)　¥0)
非課税計　¥1,100

合計　¥1,100
お預り金額　¥1,100

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2026年 2月 3日 16:43
発行No. 260203J4767　端N35箱01
連絡先：鴻巣人形町郵便局
TEL:048-542-4252

領収書

様

［販売］
通常葉書（８５円）
85円1,000枚　¥85,000

小　計　¥85,000

課税計(10%)　¥0
(内消費税等(10%)　¥0)
非課税計　¥85,000

合計　¥85,000
お預り金額　¥90,000
おつり　¥5,000

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2026年 2月16日 11:39
発行No. 260216J5265　端N71箱01
連絡先：北本郵便局
TEL:0570-943-736

別紙2

領収書

北本市議会みらい　大嶋 達巳様

取引年月日：2026年01月22日(木)

下記正に領収いたしました。

領収書番号：R-251231866513

合計金額 （税込） **51,480円**

ラクスル株式会社

10%対象　51,480円（内消費税: 4,680円）

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー19F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
251231866513-01	新聞折込: チラシ・フライヤー / A4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準：90kg / 折込(2026年1月22日 希望) / 銘柄(朝日新聞,毎日新聞,読売新聞,日経新聞,産経新聞,東京新聞)	7,500部	46,800円	折込希望日: 2026年1月22日 議会報告第53号

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 46,800円
小計（税抜）	46,800円
合計金額（税込）	51,480円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ（必ずご確認ください）

本書面について不明点などございましたらお問合せフォーム（https://raksul.com/contact/）からご連絡ください。

別紙22

領収書

北本市議会みらい様

取引年月日：2026年03月20日(金)

領収書番号：R-260317624799

下記正に領収いたしました。

合計金額 （税込） 7,642円

10%対象 7,642円（内消費税: 694円）

ラクスル株式会社

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ 森JPタワー19F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
260317624799-01	チラシ・フライヤー / B4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準：90kg	600部	6,948円	出荷予定日: 2026年3月22日 みらい市政報告202603

「^」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 6,948円
小計（税抜）	6,948円
合計金額（税込）	7,642円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ（必ずご確認ください）

本書面について不明点などございましたらお問合せフォーム（https://raksul.com/contact/）よりご連絡ください。

別紙23

[redacted]

領収書

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新
選組公認　毛呂一夫 様　御中

領収書番号：　M2026_03_01_01

★　¥18,733-

但　毛呂一夫様　会報誌vol.23　500枚　制作費・印刷費(政務活動費対象分)

令和8　年　3　月　27　日　上記正に領収いたしました

小計	18,733

[redacted]

別紙 24

[redacted]

領収書

北本市議会議員　会派みらい　れいわ新
選組公認　毛呂一夫 様　　御中

領収書番号：　M2026_03_02_01

★　¥18,733-

但　　毛呂一夫様　会報誌vol.24　500枚　制作費・印刷費(政務活動費対象分)

令和8　年　3　月　27　日　上記正に領収いたしました

小計	18,733

[redacted]

別紙25

領収書

ラクスル

北本市議会みらい様

取引年月日：2026年03月30日(月)

下記正に領収いたしました。

領収書番号：R-260316611062

合計金額 （税込） 114,635円

ラクスル株式会社

10%対象 114,635円（内消費税: 10,421円）

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ森JPタワー19F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
260316611062-01	新聞折込: チラシ・フライヤー / B4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 坪量：90kg / 折込(2026年3月30日 希望) / 銘柄(朝日新聞,毎日新聞,読売新聞,日経新聞,産経新聞,東京新聞) / サンプル添付 200部	13,000部	104,214円	折込希望日: 2026年3月30日 みらい市政報告202603

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 104,214円
小計（税抜）	104,214円
合計金額（税込）	114,635円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ（必ずご確認ください）

ご不明点がございましたらお問合せフォーム（https://reksul.com/contact/）からご連絡ください。

参考様式第２号

使途基準項目別支出内訳表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名　みらい　　令和７年度分

使途基準項目	会議費	１／１枚		（単位：円）
支出年月日	支出内容	支出額	領収書等貼付用紙No.	備考（按分率等）
令和７年５月30日	会議室使用料　北本市コミュニティ協議会	1,200	7	市政報告会
７月30日	会議室使用料　ａｃＴｒＣ北本ネットワーク	1,000	7	市政報告会
８月４日	会議室使用料　ａｃＴｒＣ北本ネットワーク	1,000	7	市政報告会
９月11日	会議室使用料　北本市コミュニティ協議会	1,200	8	市政報告会
９月24日	会議室使用料　北本市コミュニティ協議会	900	8	市政報告会
９月24日	会議室使用料　ａｃＴｒＣ北本ネットワーク	1,000	8	市政報告会
10月31日	会議室使用料　北本市コミュニティ協議会	1,200	9	市政報告会
令和８年１月６日	会議室使用料　北本市コミュニティ協議会	1,200	9	市政報告会
２月15日	会議室使用料　北本市コミュニティ協議会	1,200	１０	市政報告会
合計額		9,900		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に１件づつ記載してください。
※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

参考様式第１号

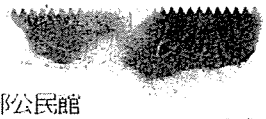
領収書等貼付用紙
Ｎｏ，７

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
6	会議費	１／４



北部公民館
ＴＥＬ０４８－５４３－２１１５

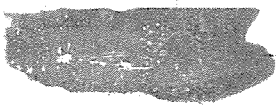
下記の通り領収いたしました
指定管理者　一般社団法人
北本市コミュニティ協議会

2025年 5月30日 13:39　　責任01
000000#1317

施設使用料	内¥1,200
**小計	¥1,200
内税小計	¥1,200
(内税 10%)	¥109
個数	1個
現金	¥1,200

市政報告会のため

北本市北部公民館
北本市深井４－１５５
０４８－５４３－２１１５



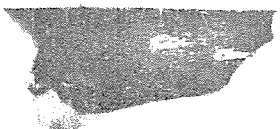
北本市文化センター
指定管理者
ａｃＴｒＣ北本ネットワーク
(株)東急コミュニティー
埼玉県北本市本町1-2-1
電話:048-591-7321
FAX:048-591-7320
登録番号:T4010901008681

2025年 7月30日(水)13:17 #000001
000008　　3635

内10 研修室・会議室	¥1,000
小計	¥1,000
(内税10%対象額	¥1,000)
買上点数	1点
合計	¥1,000
(税率10%対象額	¥1,000)
(内消費税等10%	¥90)
お預り	¥1,000
(内消費税等	¥90)
お釣り	¥0

市政報告会のため
外8,内8は軽減税率対象商品です。





北本市文化センター
指定管理者
ａｃＴｒＣ北本ネットワーク
(株)東急コミュニティー
埼玉県北本市本町1-2-1
電話:048-591-7321
FAX:048-591-7320
登録番号:T4010901008681

2025年 8月 4日(月)12:23 #000001
000006　　3796

内10 研修室・会議室	¥1,000
小計	¥1,000
(内税10%対象額	¥1,000)
買上点数	1点
合計	¥1,000
(税率10%対象額	¥1,000)
(内消費税等10%	¥90)
お預り	¥1,000
(内消費税等	¥90)
お釣り	¥0

市政報告会のため
外8,内8は軽減税率対象商品です。



参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ，８

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
6	会議費	2／4

領収証

会派 みらい 様　No.

金額 ¥1,200

内訳	
現金	
小切手	／
手形	／
消費税額等（　%）	
消費税額等（　%）	

但 会議室使用料 市政報告会のため

令和7年 9月 11日 上記正に領収いたしました

一般社団法人北本市コミュニティ協議会

収入印紙

北本市北部公民館

登録番号

GR1620

北部公民館
TEL048-543-2115

下記の通り領収いたしました
指定管理者　一般社団法人
北本市コミュニティ協議会

2025年 9月24日 10:50　責任01
000000#2606

施設使用料	内¥900
**小計	¥900
内税小計	¥900
(内税 10%)	¥81
個数	1個
現金	¥900

市政報告会のため

北本市北部公民館
北本市深井4－155
048－543－2115

北本市文化センター
指定管理者
ａｃＴｒＣ北本ネットワーク
(株)東急コミュニティー
埼玉県北本市本町1-2-1
電話:048-591-7321
FAX:048-591-7320
登録番号:T4010901008681

2025年 9月24日(水)14:21 #0000001
000008　5333

内10 研修室・会議室　¥1,000

小計	¥1,000
(内税10%対象額	¥1,000)
買上点数	1点
合計	¥1,000
(税率10%対象額	¥1,000)
(内消費税等10%	¥90)
お預り	¥1,000
(内消費税等	¥90)
お釣り	¥0

市政報告会のため

外8,内8は軽減税率対象商品です。

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ，９

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
6	会議費	3／4

領 収 証

会派 みらい 様 No.

金額 ¥1,200

内訳
現金
小切手 ／
手形 ／
消費税額等(%)
消費税額等(%)

但 会議室使用料 市政報告会のため

令和7年 10月 31日 上記正に領収いたしました

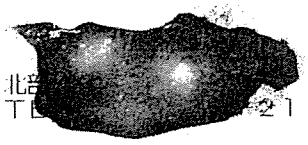
一般社団法人北本市コミュニティ協議会

北本市北部公民館

収入印紙

登録番号

GR1620



2115

下記の通り領収いたしました
指定管理者　一般社団法人
北本市コミュニティ協議会

2026年 1月 6日 10:58　責任01
000000#3668

施設使用料	内¥1,200
**小計	¥1,200
内税小計	¥1,200
(内税 10%)	¥109
個数	1個
現金	¥1,200

市政報告会のため

北本市北部公民館
北本市深井4－155
048－543－2115

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ．１０

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
6	会議費	4／4

領収証　会派みらい　様　No.＿＿＿＿

金額　¥1,200

内訳
現金
小切手　／
手形　／
消費税額等（　%）
消費税額等（　%）

但　会議室使用費用として　市政報告会のため

R8年 2月15日　上記正に領収いたしました

収入印紙

一般社団法人北本市コミュニティ協議会
北本市北部公民館

登録番号

GR1620

参考様式第２号

使途基準項目別支出内訳表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名　みらい　　令和７年度分

使途基準項目	資料作成費	１／１枚		（単位：円）
支出年月日	支出内容	支出額	領収書等貼付用紙No.	備考（按分率等）
令和７年 11月26日	プリンターインク ケーズデンキ	6,650	１１	
12月29日	印刷用紙 ケーズデンキ	2,225	１１	
令和８年 １月28日	印刷用紙 カインズ	3,480	１２	
２月16日	プリンターインク・宛名印刷用紙　ケーズデンキ	7,918	１２	
３月13日	プリンターインク ケーズデンキ	6,300	１２	
合計額		26,573		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に１件づつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ，１１

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
7	資料作成費	１／２

領収証

2025年11月26日(水)　13時49分

北本市議会 会派 みらい 様

金額　¥6,650

(内消費税等 ¥604)

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥6,650

(内消費税額 ¥604)

但し お品代として

プリンターインク

上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

現金 ¥6,650

(内消費税等 ¥604)

現金お預かり ¥10,000

お釣り ¥3,350

登録番号:T6050001000897

株式会社ケーズホールディングス

ケーズデンキ北本店

電話番号　０４８－５７７－４６６１

販売担当者2037

店コード　2200001112711

売上伝票番号 2310004695910

領収証

2025年12月29日(月)　16時 5分

北本市議会 会派 みらい 様

金額　¥2,225

(内消費税等 ¥202)

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥2,225

(内消費税額 ¥202)

但し、お品代として

会派名印刷用紙

上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

現金 ¥2,225

(内消費税等 ¥202)

現金お預かり ¥2,230

お釣り ¥5

登録番号:T6050001000897

株式会社ケーズホールディングス

ケーズデンキ北本店

電話番号　０４８－５７７－４６６１

販売担当者2039

店コード　2200001112711

売上伝票番号 2310004725518

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ．１２

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　みらい　　令和７年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
7	資料作成費	２／２

領収証

北本市議会　会派みらい　様

合　計　¥3,480-

明細　（現金　¥3,480）（クレジット　¥0）（その他　¥0）（内消費税等 ¥316）
（10%対象　¥3,480　¥316）

但し 印刷用紙

上記金額を正に領収いたしました。
印字面を内側に折り保管して下さい
株式会社 カインズ　北本店Tel048-592-7000
本社 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1　登録番号:T3070001006474
0803-0001-0936　2026年01月28日(水) 13:48　責任者

領収証

2026年 2月16日(月)　13時33分

北本市議会 会派みらい　様

金額　¥7,918

（内消費税等　¥719）
税率別内訳 /　課税対象額　10%　¥7,918
（内消費税額　¥719）

但し、お品代として プリンターインク、宛名印刷紙
上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>
現金　¥7,918
（内消費税等　¥719）

現金お預かり　¥8,000
お釣り　¥82

登録番号:T6050001000897
株式会社ケーズホールディングス

ケーズデンキ北本店
電話番号　０４８－５７７－４６６１
販売担当者215217

店コード　2200001112711
売上伝票番号 2310004765347

領収証

2026年 3月13日(金)　10時12分

北本市議会 会派みらい　様

金額　¥6,300

（内消費税等　¥572）
税率別内訳 /　課税対象額　10%　¥6,300
（内消費税額　¥572）

但し、お品代として プリンターインク一式
上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>
現金　¥6,300
（内消費税等　¥572）

現金お預かり　¥10,000
お釣り　¥3,700

登録番号:T6050001000897
株式会社ケーズホールディングス

ケーズデンキ北本店
電話番号　０４８－５７７－４６６１
販売担当者203924

店コード　2200001112711
売上伝票番号 2310004792633

参考様式第２号

使途基準項目別支出内訳表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名　みらい　　令和７年度分

使途基準項目	資料購入費	１／１枚		
				（単位：円）
支出年月日	支出内容	支出額	領収書等貼付用紙No.	備考（按分率等）
令和７年 ４月14日	日本教育新聞	33,000	１３	
合計額		33,000		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に１件づつ記載してください。
※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

参考様式第１号

領収書等貼付用紙
Ｎｏ，１３

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名　　令和６年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
８	資料購入費	１／１

領 収 証

北本市議会みらい　　様
（コード:　　41－549473　　）

金 額 ：　　¥33,000-

【 10%対象　　¥30,000-　　消費税　　¥3,000- 】

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間（年月）：　　2025年4月　　～　　2026年3月

支払方法 ：　　クレジットカード決済

領収日 ：　　2025/4/14

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社
東京都港区白金台3-2-10
TEL 03-3280-7025
登録番号 T3010401056182

収入印紙

扱者印